

後期高齢者医療制度の平成30・31年度保険料率等について

1 趣旨

東京都後期高齢者医療広域連合において、平成30・31年度後期高齢者医療保険料率等が決定されたので内容を報告する。

2 保険料率等

年度 項目	平成28・29年度		平成30・31年度	
	(均等割)	(所得割)	(均等割)	(所得割)
保険料率	42,400円	9.07%	43,300円	8.80%
前期比	+200円	+0.09ポイント	+900円	-0.27ポイント
一人当たり平均 保険料額(年額)	95,492円		97,127円	
前期比	-1.4% (-1,404円)		+1.7% (+1,635円)	

3 保険料率の設定条件等

設定条件項目	平成28・29年度		平成30・31年度		増減
① 被保険者数	28年度	141.4万人	30年度	153.1万人	約12万人
	29年度	145.4万人	31年度	157.5万人	
② 一人当たり医療 給付費の伸び率	1.56%		※ 1.14%		△0.42 ㊦
③ 後期高齢者負担率	10.99%		11.18%		0.19 ㊦
④ 所得係数	1.69		1.63		△0.06 ㊦
⑤ 被保険者の所得の 伸び率	-1.5%		-2.6%		△1.1 ㊦
⑥ 財政安定化基金 拠出率	0%		0%		—

※診療報酬改定を勘案した推計値である。

4 保険料抑制のための対策

(1) 区市町村による特別対策 【211 億円】

ア 4 項目の特別対策 (207 億円)

保険料に算入すべき費用を区市町村の負担とする。

内訳	①保険料の未収金補填分	64 億円	②審査支払手数料	63 億円
	③葬祭費	80 億円	④財政安定化基金拠出金	0 億円 (拠出なし)

イ 低所得者の所得割額の軽減 (3.6 億円)

独自に 50%及び 25%軽減を行うための費用を区市町村の負担とする。

(2) その他

平成 28・29 年度の財政収支に係る剰余金を、特別会計調整基金に積み立て、2 年間の医療給付費に充てる。(180 億円)

5 保険料に算入する費用

項目名		年度		備考
		平成 28・29 年度	平成 30・31 年度	
医療給付費 (保険料割当分)		※ 2,323 億円	※ 2,632 億円	4 (2)
調整交付金交付調整分		919 億円	875 億円	
健診事業		32 億円	37 億円	
特別 対策	保険料未収金補填分	62 億円	64 億円	4 (1) ア 区市町村の費用負担
	審査支払手数料	59 億円	63 億円	
	財政安定化基金拠出金	0 億円	0 億円	
	葬祭費	78 億円	80 億円	
合計 (A)		3,473 億円	3,751 億円	
特別対策分 (B)		199 億円	207 億円	
保険料賦課総額 (A-B)		3,274 億円	3,544 億円	

※剰余金を医療給付費に充てることにより、実質的に減額となる。

6 平成 30 年度からの変更点

低所得者の均等割額について、5 割及び 2 割軽減の対象となる所得基準額を引き上げる。

(1) 5 割軽減の基準額

[現行] 33 万円 + 27 万円 × 被保険者数

[改正] 33 万円 + 27.5 万円 × 被保険者数

(2) 2 割軽減の基準額

[現行] 33 万円 + 49 万円 × 被保険者数

[改正] 33 万円 + 50 万円 × 被保険者数

7 世帯収入別のモデル保険料

世帯	収入額	軽減率		平成 29 年度	平成 30 年度	
		均等割	所得割	保険料額	保険料額	前期比
単身	80 万円	9 割	所得割なし	4,200 円	4,300 円	100 円
	168 万円	8.5 割	50% (70%)	10,400 円	13,000 円	2,600 円
	173 万円	5 割	25% (45%)	31,100 円	34,800 円	3,700 円
	195 万円	5 割	なし(20%)	51,600 円	58,600 円	7,000 円
	211 万円	2 割	なし(20%)	76,000 円	85,600 円	9,600 円
	217 万円	2 割	なし	91,900 円	90,900 円	-1,000 円
	300 万円	なし	なし	175,700 円	172,600 円	-3,100 円
2 人	80 万円	9 割	所得割なし	8,400 円	8,600 円	200 円
	168 万円	8.5 割	50% (70%)	16,700 円	19,400 円	2,700 円
	173 万円	5 割	25% (45%)	52,300 円	56,400 円	4,100 円
	211 万円	5 割	なし(20%)	84,400 円	94,200 円	9,800 円
	222 万円	5 割	なし	104,900 円	103,900 円	-1,000 円
	240 万円	2 割	なし	146,700 円	145,800 円	-900 円
	266 万円	2 割	なし	170,300 円	168,600 円	-1,700 円
	300 万円	なし	なし	218,100 円	215,900 円	-2,200 円

※単身世帯は、年金収入のみの場合とする。2人世帯は、夫婦ともに後期高齢者医療の被保険者世帯における世帯主の収入で、年金収入のみの場合とし、配偶者は年金収入が80万円とする。

※（ ）は、平成29年度の軽減率である。

8 今後のスケジュール

平成30年2月定例議会

- ・東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について議案提出（特別対策の実施に伴う経費の支弁方法の変更）
- ・平成30・31年度保険料率等について報告